

7. 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書について

1. 概要

居宅介護サービス費・地域密着型サービス費については、居宅介護支援事業者等へ居宅サービス計画作成を依頼するとき、または被保険者が自分で居宅サービス計画を作成（自己作成）するときは事業者に直接支払われ（法定代理受領）、利用者は現物給付でサービスを受ける仕組みになっています。

ただし、特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護等については、この限りではありません。

また、償還払い対象のサービスや居住系サービス及び給付制限を受けている場合等は除きます。

2. 根拠法令等

（ア）居宅サービス計画

①介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（以下「法」という。）
第46条第4項同施行規則第77条（居宅介護サービス計画費の代理受領の手続）

②居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について（平成11年12月8日老企発第31号）

（イ）小規模多機能型居宅介護居宅サービス計画

①法第42条の2第6項同施行規則第65条の4第2号

3. 届出手順及び留意事項等

（ア）届出の時期

原則、ケアプランを作成する前に提出してください。

（イ）居宅介護支援費等の請求時期

届出を行った日の属する月の翌月以降に請求が可能です。ただし、要支援・要介護認定申請中の場合は、要支援・要介護認定日（認定結果の記載された被保険者証の発行日）の属する月の翌月以降の請求となります。

(ウ) 留意事項

- ①小規模多機能型居宅介護事業所が届出を行う場合は、居宅サービス利用の有無を必ず記入してください。(居宅サービス利用の有無によって、届出月の給付管理を小規模多機能型居宅介護事業所が行うか居宅介護支援事業所が行うかが異なるため)
- ②認定の有効期間が切れた場合(居宅介護支援事業所との契約が切れた場合)に、再度認定が降りてサービスを利用するときは、新たに居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出が必要となります。
- ③住所地特例の方が、小規模多機能型居宅介護サービスを利用される場合は、介護保険課に事前にご相談ください。
- ④小規模多機能型居宅介護事業所については、要支援から要介護または要介護から要支援へ介護度の変更があった場合、再度届出が必要となります。